

公害防止計画制度の現状と見直しについて

公害防止計画制度の位置づけ、手続

- ・ 環境基本法に基づき都道府県知事が策定する法定計画
- ・ 環境大臣が策定を指示し、環境大臣の同意が必要。(策定指示、同意に当たっては、公害対策会議(関係大臣で構成)の議を経る。)
- ・ 昭和 45 年に四日市、水島、千葉・市原地域で初の計画策定。

策定状況

- ・ 現在、全国 24 都府県の 30 地域で策定。
- ・ 平成 22 年度末で現行の全計画の計画期間が終了。

計画の内容

- ・ 公害問題の全分野にわたって、個々の対策事業の実施場所までを含む、詳細な取組内容を記載。
- ・ 環境問題の拡大・深化に伴い、環境影響評価、化学物質対策、地球環境保全など、典型的な公害以外の分野にまで計画内容を拡大。

公害財特法

- ・ 計画に基づき実施される公害防止対策事業に、補助率嵩上げ、適債事業の拡大等の財政的メリット。(計画地域外にも、総務大臣の指定を受けて適用される場合あり。)
- ・ 10 年間の時限立法。昭和 46 年制定後、3 回延長。現行法の期限は平成 22 年度末。
- ・ 補助率嵩上げ額の大部分は廃棄物処理施設整備。平成 17 年に同事業への補助金が交付金化され、新規事業への補助率嵩上げはなくなる。

大気、水質などの環境の状況

- ・ 一部改善が不十分な課題は残るものの、全体的に改善が進む。

見直しに当たって考慮すべき事項

- ・ 中央環境審議会 公害防止計画小委員会の意見【参考資料 1】
- ・ 農用地土壌汚染の基準の見直し(基準強化により、必要な対策の拡大の可能性)
- ・ 過去の見直しの経緯(計画内容の拡大、策定指示の要件の明確化等)
- ・ 地方分権改革推進委員会の勧告(計画策定義務付けの廃止、同意付き協議の廃止)